

魅力あふれる公園づくり構想策定委員会の傍聴に関する基準

1 目的

この基準は、刈谷市附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、魅力あふれる公園づくり構想策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴人の制限

傍聴人の定員は、30人とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、変更することができる。

3 委員会の会議室に入ることができない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、委員会の会議室（以下「会議室」という。）に入ることができない。

- ① 銃器その他危険なものを持っている者
- ② 酒気を帯びていると認められる者
- ③ 異様な服装をしている者
- ④ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- ⑤ 拡声器その他音声を拡声する機器の類を持っている者
- ⑥ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- ⑦ その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(2) 児童及び乳幼児は、会議室に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

4 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、会議室にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話等の音を発する機器を用い、会議の妨害となるような行為をしないこと。

いこと。

(7) そのほか、会議室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

5 写真、映画等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、会議室において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

6 傍聴人の退場

傍聴人は、非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

7 秩序の維持

(1) 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は委員会の事務局職員に指示させることができる。

(2) 委員長は前項の指示をし、又は委員会の事務局職員に必要な指示をさせたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

8 施行期日

この基準は、令和4年11月1日から施行する。